

定款規則集

平成 29 年 4 月

一般社団法人
熊本市歯科医師会



熊本市歯科医師会倫理規範

熊本市歯科医師会は、会員が歯科医師として、人格の尊厳と人間尊重の念を持って社会に献身し、常にその使命と職責を自覚し、おのれを修め、自ら律する基準として、ここに倫理規範を設ける。

基本理念

- 1 会員は、関係法規や、本会定款、規則を遵守し、専門職として常に研鑽を積み、新しい知識と技術を習得する義務がある。
- 2 会員は、診療にあたり、人間の生命に対し、奉仕と献身の精神を基盤とし、自己の最善を尽くし、職業の尊厳を損なう行為を一切行ってはならない。
- 3 会員は、自己の技術・知識・経験を社会の為に可能な限り提供し、地域医療に協力するとともに歯科医業は会員の相互の和で守るという理念を持つ。

目 次

一般社団法人熊本市歯科医師会定款	1
一般社団法人熊本市歯科医師会定款施行規則	13
一般社団法人熊本市歯科医師会総会規則	16
一般社団法人熊本市歯科医師会理事会規則	18
一般社団法人熊本市歯科医師会選挙規則	20
一般社団法人熊本市歯科医師会財産の管理及び会計規則	26
一般社団法人熊本市歯科医師会監査規則	29
一般社団法人熊本市歯科医師会審議員会規則	31
一般社団法人熊本市歯科医師会外部協力組織（支部）規則	33
一般社団法人熊本市歯科医師会準会員規則	34
一般社団法人熊本市歯科医師会入会金、入会負担金及び会費賦課徴収規則	35
一般社団法人熊本市歯科医師会入会金、入会負担金及び会費賦課徴収施行細則	37
熊本市歯科医師弔慰金制度規則	39

一般社団法人熊本市歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本市歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(構 成)

第3条 本会は、熊本市内で就業する歯科医師で、本会が入会を承認した会員をもって組織する。

(外部協力組織)

第4条 本会の目的及び事業を推進するため、外部協力組織（支部）を置く。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の普及向上とを図り、もって社会の健康と福祉及び会員の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関すること
- (2) 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関すること
- (3) 地域医療、介護、保健並びに福祉への寄与、高揚に関すること
- (4) 学校歯科保健に関すること
- (5) 社会保障、特に医療保険の研究とその周知徹底に関すること
- (6) 歯科医学及び歯科医術の教育並びに振興に関すること
- (7) 歯科医療管理経営に関すること
- (8) 歯科医師の研修に関すること
- (9) 会誌、会報その他印刷物の発行に関すること
- (10) 歯科医療従事者の養成に関すること
- (11) 会員の福祉に関すること
- (12) 表彰に関すること
- (13) その他本会の目的を達成するに必要なこと

第3章 会 員

(資格及び種別)

第7条 本会は、本会の事業に賛同する個人であって、次条の規定により本会の会員となっ

た者をもって構成する。

2 本会の会員は、日本国で歯科医師法第6条により歯科医師免許を受けた者でなければならない。

3 本会の会員は、正会員と準会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員

熊本市内に就業、または就業していた歯科医師のうち、本会の目的及び事業に賛同した者。第10条に定める選挙権及び被選挙権を有する。

（2）準会員

本会の活動に協賛する者で、正会員としての機能を有しない者。各種の選挙権及び被選挙権を有しない。

4 正会員及び準会員の資格等については、別に定める。

（入 会）

第8条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会へ提出し、医道委員会の承認、理事会の決議を経なければならない。

2 入会の承認を受けたものは、総会において定める会費規則に基づき入会金等を納入するものとする。

（会員の権利）

第9条 会員は、第5条に定める本会の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し発表することができる。

2 会員は、本会の事業又は歯科医学及び歯科医術に関し、本会へ意見を述べることができる。

3 会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができる。

（選挙権及び被選挙権）

第10条 正会員は、総会において定める選挙規則に基づき選挙権及び被選挙権を有する。

（弔慰金及び見舞金）

第11条 正会員は会員の相互扶助の理念に則り、正会員の死亡に際しての弔慰金、又は障害、入院及び被災に際し見舞金の給付を受けることができる。

2 前項に関する必要な事項は、総会で承認を得て、別に定める。

（会員の義務）

第12条 会員は、総会議決事項に服する義務を有する。

第13条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。

2 入会金、会費及び負担金の額並びに負担率は、総会の決議を経て、別に定める。

3 特別な事情のある会員の会費及び負担金は、理事会の決議を経て減免することができる。その事項については総会で報告する。

第14条 会員が、住所、就業所、氏名を変更した時は、すみやかに届出るものとする。

(任意退会)

第15条 会員が任意に本会を退会しようとする時は、本会へ所定の退会届を提出しなければならない。

2 すでに収められた入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

(会費未納に伴う退会)

第16条 本会は、会員が会費若しくは負担金を滞納したときは直ちに催告する。

2 前項に関する必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

3 第1項の催告にもかかわらず、会員が第13条に定める支払い義務を1年以上履行しない場合には、総会の決議をもって退会させることができる。

4 前項の規定により退会させられた者が、6カ月以内にその未払金の全額を支払ったときは、継続して会員であったものとみなすことができる。

5 第3項の規定により退会させられた場合は、日本歯科医師会及び熊本県歯科医師会並びに本人にその旨を通知するものとする。

(除名)

第17条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、総会に出席した正会員の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) 日本歯科医師会及び熊本県歯科医師会で除名されたとき

(2) 会員が本会に重大な損害を与え、又は本会の体面をけがしたとき。この場合には、裁定審議委員会の審議を経るものとする

2 前項、第2号の規定により、会員を除名しようとする場合は、裁定審議委員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項、第2号の規定により会員を除名したときは、その旨を日本歯科医師会及び熊本県歯科医師会並びに本人に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第18条 前3条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) すべての正会員が同意したとき

(2) 当該会員が死亡したとき

(裁定申し立て)

第19条 会員は、その業務に関し、本会又は他の会員から権利を侵害されまたは名誉を毀損されたと思慮する場合は、裁定審議委員会に申し出ることができる。

2 前項に関する必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(終身会員)

第20条 30年以上本会の正会員であって、且つ、70歳以上に達した者は、敬意を表するためこれを終身会員とする。

2 終身会員の会費及び負担金は総会の決議を経て、その一部を減免することができる。

(名誉会員)

第21条 本会に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、国籍を問わず、歯科医学の研究発達又は歯科医術の指導に功労ある者について、会長の推薦を経て総会で決定する。
- 3 名誉会員は、本会における栄誉の敬称とし、名誉会員からは会費及び負担金を徴収しない。

第4章 総 会

(構成)

第22条 総会は、すべての正会員によって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(意思決定機関)

第23条 総会は、本会の最高意思決定機関とする。

(種 別)

第24条 総会は、定時総会、通常総会及び臨時総会の3種類とする。

(議決事項及び報告事項)

第25条 次に掲げる事項は、総会において決議又は報告をしなければならない。

(1) 議決事項

- ① 定款の変更
- ② 諸規則の制定及び変更
- ③ 理事及び監事の選任又は解任
- ④ 熊本県歯科医師会代議員及び熊本県歯科医師会予備代議員の選出
- ⑤ 財産の運用に関すること
- ⑥ 事業計画書及び予算書の承認
- ⑦ 入会金、会費及び負担金の賦課額並びに徴収方法
- ⑧ 会員の戒告及び除名処分
- ⑨ 理事及び監事に対する報酬及び退職金の基準
- ⑩ 理事及び監事の報酬及び退職金の額
- ⑪ 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- ⑫ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- ⑬ 解散及び残余財産の処分
- ⑭ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(2) 報告事項

- ① 会務及び各事業
- ② その他

(開 催)

第26条 総会は、毎年度、定時総会を5月又は6月に、通常総会を2月又は3月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第27条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 正会員の総議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項及びその理由を記載した書面により臨時総会の招集の請求があった場合、会長はその請求があった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

(3) 総会に出席できない正会員は書面で議決権を行使することができることとし、法人法に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下、「総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合であって、正会員が書面で議決権を行使することを認めない場合は、期限を5日前までに短縮することができる。

5 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使するときは、前項の通知には、法人法に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書面

(総会の議長及び副議長)

第28条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した正会員の中から各1名を選出するものとする。

(定足数)

第29条 総会は、すべての正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議事規則)

第30条 総会の議事規則は、総会の決議を経て別に定める。

(議決権)

第31条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第32条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数によって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第37条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第33条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第31条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第34条 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使するときは、第27条第5項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第31条の議決権の数に算入する。

(通 知)

第35条 会長は、総会で決議し、又は報告した事項については、会員へ知らせなければならない。

(総会の議事録)

第36条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに正会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の配置)

第37条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、1名以上3名以内を副会長とし、1名を専務理事とし、1名以上3名以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第38条 理事及び監事は、立候補又は推薦候補の中から、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長の選定に当たっては、総会において会長候補者1名を投票により決定し、理事会は当該候補者を理事会において選定する方法をとることができる。

(理事の職務及び権限)

第39条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、本会の業務を執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第40条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第41条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第37条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第42条 役員に欠員を生じたときは、会長が会務に支障がないと認めた場合を除き、第37条の規定により補充することとする。

2 前項の補充により選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第43条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第44条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬及び退職金等の支給の基準に従って算定した額を報酬及び退職金等として支給することができる。

(顧問及び嘱託)

第45条 本会に、任意の機関として顧問及び嘱託を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 嘱託は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 嘱託は、本会の事業に関し意見を述べることができる。
- 6 顧問及び嘱託の任期は、第41条の規定を準用する。

第6章 理事会等

(構成)

第46条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(機能)

第47条 理事会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集及びこれに附議する事項
- (5) 諸規程の制定及び変更
- (6) 常務理事会の審議事項
- (7) 入退会に関する事項
- (8) 本会及び各委員会の事業及び予算案に関する事項
- (9) 嘱託の委嘱に関する事項
- (10) 会員の表彰に関する事項
- (11) 事務局に関する事項
- (12) その他緊急又は重要な会務に関する事項

(開催)

第48条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の3分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項及びその理由を記載した書面により、理事会の招集の請求があったときはすみやかに理事会を開催しなければならない。

(招集)

第49条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第50条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、理事会において互選する。

(定足数及び決議)

第51条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監事の出席)

第52条 監事は、理事会に出席し、質問し、又は意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(常務理事会)

第54条 会長が必要と認めたときは、常務理事会を開くことができる。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は、理事会から検討することを要請された事案については対応案を作成し、理事会に提出する。

(審議員会)

第55条 この法人に任意の機関として、審議員会をおく。審議員会は審議員をもって構成し、理事会からの審議事項等を審議し、理事会に意見を答申する。

2 審議員は、各外部協力組織（支部）より代表を推薦し、総会において承認する。

3 審議員は理事、監事を兼ねることができない。

4 審議員会は、定時総会、通常総会及び臨時総会の前に開催するものとする。

5 理事及び監事は、審議員会に出席して意見を述べることができる。

6 審議員会の議長、副議長は、審議員の中から選出する。

7 審議員会は、審議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7章 委員会

第56条 この法人は任意の機関として、本会の事業を推進するために、委員会を置くことができる。

2 委員会の構成及び任務に関しては、理事会の決議により、別に定める。

3 各委員会の委員は、会員より理事会において選任し、会長が委嘱する。

4 委員会の運営に関する必要な細則は、理事会において別に定める。

第8章 特別委員会

第57条 この法人は任意の機関として、総会の委任事項を審議するために、総会の決議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は次の3種とする。

(1) 選挙管理委員会

(2) 裁定審議委員会

(3) 医道委員会

- 3 特別委員会の委員は役員以外の、正会員より総会で選任する。
- 4 特別委員会に関する必要な規則は、総会で決議し、別に定める。

第9章 会計及び財産

(事業年度)

第58条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第59条 本会の財産は、積立財産及び運用財産とする。

- 2 財産は、会長が管理する。
- 3 財産の運用は理事会で協議し、総会で決議するものとする。

(積立財産)

第60条 積立財産の使用目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 会館建設、改修等に関すること
- (2) その他

(規則)

第61条 財産の管理及び会計に関する規則は、総会の決議を経て、別に定める。

(剰余金)

第62条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第63条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第64条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 事務局

第65条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には所要な職員を置き、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 3 事務局の構成、任務その他必要な規程は、理事会において別に定める。

第11章 解 散

(解 散)

第66条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第67条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第68条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第58条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
会 長 清村 正弥
副 会 長 藤波 好文 稲葉 逸郎
- 4 本会の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
専務理事 渡辺 猛士
常務理事 蔵田 幸一 古川 猛士
- 5 一般社団法人の設立当初の理事及び監事は、第41条第1項、第2項にかかわらずその任期は、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 6 社団法人熊本市歯科医師会の定款は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

- 1 この定款は、平成24年 6 月28日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成24年 9 月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会定款施行規則

第1条 定款第8条に規定する本会で承認を受けた者は、本会の会員となり速やかに熊本県歯科医師会の会員とならなければならない。

第2条 定款第7条第3項の正会員及び準会員の種別については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

① 第1種会員

熊本市内に就業所を持つ開設者または管理者である歯科医師及び開設者または管理者であった歯科医師

② 第2種会員

第1種会員が開設または管理する就業所に勤務する責任者以外の配偶者または血縁歯科医師または、第1種会員が開設または管理する就業所に勤務する責任者以外の歯科医師で事業継承を目的とするもの

③ 終身会員

30年以上正会員で、70歳以上に到達した歯科医師

(2) 準会員

① 第3種会員

第1種会員、第4種会員、第5種会員に勤務する歯科医師または、理事会が勤務会員に準ずるとみなした歯科医師

② 第4種会員

熊本市内に歯科を併設する公私立の病院及び診療所の代表者

③ 第5種会員

第1種会員が運営する従たる歯科医療機関の歯科代表者、または熊本市外の開設者が運営する従たる歯科医療機関の歯科代表者

第3条 定款第8条に規定する入会申込書は諸規則各種様式によるものとする。

第4条 定款第8条に規定する入会手続きにおいて住所と就業所とが地区を異にする場合は、就業所のある地区の会員として手続きをするものとする。

2 複数の就業所を有する場合は、主たる就業所のある地区の会員として前項の入会手続きをするものとする。

第5条 会員は定款第8条の記載事項に変更を生じたときは、本会に届け出なければならない。

第6条 会員は定款第13条に規定する入会金、会費及び負担金を本会へ納付しなければならない。

2 定款第16条第3項にある期間内において、支払い義務を6ヶ月を超えて履行しない場合は、会員としての権利を制限する。6ヶ月を超えた時点での理事会にて、それを決定する。

第7条 委員会は、会長の諮問機関を常任委員会と臨時委員会とし、総会の委任事項に関する審議機関を特別委員会とする。

第8条 常任委員会は会務につきその部門に属する事項を審議し、遂行する。又、会長が必要と認めるときはその部門の委員会においてその会務の処理を委嘱することができる。

2 臨時委員会は会長が特に臨時に必要と認めたものを審議する。

第9条 常任委員は理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 常任委員会の委員は各10名以内とする。ただし、必要あるときは増員することができる。

3 常任委員の任期は定款第41条を準用する。

第10条 常任委員会は委員長及び副委員長各1名を互選する。ただし、必要あるときは増員することができる。

第11条 常任委員会は通常、次の7種とする。ただし、会長が必要と認めた時は理事会の決議を経て、増減することができる。

- (1) 地域保健委員会
- (2) 学校歯科委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 社会保険委員会
- (5) 医療管理委員会
- (6) 厚生委員会
- (7) 広報委員会

第12条 臨時委員会の委員の定数等については、第9条第2項の規定を準用する。

2 臨時委員会は当該審議の終了したときをもって解散されるものとする。

第13条 特別委員会の委員は定時総会で選出し、会長が委嘱する。

2 特別委員会委員の定数については選挙管理委員会5名、その他は若干名とする。

3 特別委員会委員の任期は第9条第3項に準ずる。

第14条 特別委員会はその審議結果を総会議長及び会長に文書をもって報告しなければならない。

第15条 臨時委員会及び特別委員会は第10条の規定に準ずる。

2 委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。

第16条 定款第57条の規定により、選挙管理委員会の構成、任務等を次の各号のとおり定める。

- ① 委員は定款第7条及び選挙規則第5条に規定する選挙権及び被選挙権を有する会員の中から総会の選出承認を受け、会長が委嘱する
- ② 総会は委員の選出承認を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員を序列を付して選出承認を行わなければならない
- ③ 予備委員は委員が欠けた場合、又は事故がある場合に予め定められた順位に従いその職務を行い、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする
- ④ 委員は任期を満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする
- ⑤ 委員は立候補者及び同推薦人並びに本会の役員、審議員を兼ねることはできない
- ⑥ 選挙管理委員会は本会の理事、監事及び会長候補者並びにその他の選挙に関する事務を管理する

第17条 定款第57条の規定により裁定審議会の構成、任務等を次の各号のとおり定める。

- ① 委員は定款第7条及び選挙規則第5条に規定する選挙権及び被選挙権を有する者の中から総会に諮り、会長が委嘱する
- ② 委員は任期を満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする
- ③ 委員は本会の役員を兼ねることはできない
- ④ 裁定審議会は会員の戒告又は除名その他会員の身分に関し審議し業務に関する紛議を調停し、又は苦情の処理を行う。ただし審議調停等に当たっては当事者及びその者の所属する支部長の意見を聴取しなければならない
- ⑤ 裁定審議会は委員の3分の2以上出席しなければ議事を開くことができない

第18条 定款第57条の規定により医道委員会の構成、任務等を次の各号のとおり定める。

- ① 委員は定款第7条及び選挙規則第5条に規定する選挙権及び被選挙権を有する者の中から総会に諮り、会長が委嘱する
- ② 委員は任期を満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする
- ③ 医道委員会は本会に入会せんとする者に対し、医の倫理を諭し、又、本会の事業等を説明する。又、会員に法令、社会規範等の違反がある時は指導する

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この定款施行規則施行前にした届出又は書類の提出は、この定款施行規則に基づいてしたものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会総会規則

第1章 総 則

第1条 本規則は定款第22条に基づいてこれを定める。

第2条 会議日程には会議の日時及び会議に附する事項並びにその順序を記載しなければならない。

第3条 会議は特別の事由がない限り次の順序による。

- (1) 点呼
- (2) 議長及び副議長の選出
- (3) 開会
- (4) 議事録署名人の選出
- (5) 物故会員に対する黙祷
- (6) 会長挨拶
- (7) 来賓紹介及び挨拶
- (8) 報告事項
- (9) 議事
- (10) 協議
- (11) 閉会

第4条 定足数に達していることを確認したときは開会を宣告する。

2 会議日程に記載した事項が終わったときは、議長は閉会を宣告する。

第2章 議 事

(審 議)

第5条 審議中発言せんとする正会員は手を挙げ氏名を告げ議長の許しを得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求めたときは議長はその発言順序を決める。

第6条 すべての発言は議長に向かってしなければならない。

第7条 一議案の審議中は他の議案について発言することはできない。

第8条 発言は個人の事項にわたってはならない。

第9条 正会員が発議しようとするときはその理由を附した建議書を添え、正会員5人以上の賛成者とともに連署して、会議日の3日前までに会長又は議長に提出しなければならない。

2 動議は正会員5人以上の賛成者を得て提出することができる。

3 議長は前項に規定する動議について議場に諮り、出席者の過半数の賛成を得た場合これを議題とすることができる。

(決 議)

第10条 出席者は特別の理由がない限り賛否いずれかの数に加わらなければならない。

第11条 議長が表決をとるときは表決に附する事項を明らかにしなければならない。議長が表決に附する事項を宣言した後は、何人も議案について発言することはできない。

第12条 表決は出席した正会員の多数決で決める。

2 賛否を決める方法は議長が適宜決める。

第13条 修正案は原案より先に賛否を決めなければならない。

2 同一の議案について数個の修正案が提出された場合は議長が採決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に採決する。

3 修正案が全部否決されたときは、原案について賛否を決める。

4 修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかった場合は、委員を選出して更に修正案を提出させることができる。

第14条 決議の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については議長に委任することができる。

第15条 討論終結及び散会、休憩の動議は討論を経ないで議長が決める。

(議場整理)

第16条 議長は議事を妨げると認める者があるときは、退場を命ずることができる。

第17条 議長は議場整理のため止むを得ないときは、出席者の発言を止め又は議事を中止することができる。

第3章 議事録

第18条 議長は総会の会議ごとに議事録を作成しなければならない。

第19条 議事録は議長並びに議長の指名した理事及び正会員2人がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会理事会規則

第1章 総 則

第1条 本規則は定款第46条に基づいてこれを定める。

第2条 会議日程には会議の日時及び会議に附する事項並びにその順序を記載しなければならない。

第3条 会議は特別の事由がない限り次の順序による。

- (1) 点呼
- (2) 開会
- (3) 議事録署名人の選出
- (4) 会長挨拶
- (5) 報告事項
- (6) 議事
- (7) 協議
- (8) 閉会

第4条 議長は、出席者を確認し、開会を宣告する。

2 会議日程に記載した事項が終わったときは、議長は閉会を宣告する。

第2章 理事の職務及び権限

第5条 理事会に次の役職を置く。理事のうち1名を会長とし、1名以上3名以内を副会長とし、1名を専務理事とし、1名以上3名以内を常務理事とする。

2 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あったときはその職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるときは、その職務を代理し、共に欠けたときは、その職務を代行する。

6 常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。

7 前各項に定める以外の理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、常務理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 議 事

(審 議)

第6条 審議中発言せんとする理事及び監事は、手を挙げ氏名を告げ議長の許しを得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求めたときは議長はその発言順序を決める。

第7条 すべての発言は議長に向かってしなければならない。

第8条 一議案の審議中は他の議案について発言することはできない。

第9条 発言は個人の事項にわたってはならない。

第10条 理事が発議しようとするときは、常務理事会前日までに会長に提出しなければならない。

(決 議)

第11条 出席者は特別の利害関係を有する理事を除き、賛否いずれかの数に加わらなければならない。

第12条 議長が表決をとるときは表決に附する事項を明らかにしなければならない。議長が表決に附する事項を宣言した後は、何人も議案について発言することはできない。

第13条 表決は出席理事の多数決で決める。

2 賛否を決める方法は議長が適宜決める。

第14条 決議の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については議長に委任することができる。

第15条 討論終結及び散会、休憩の動議は討論を経ないで議長が決める。

(議場整理)

第16条 議長は議事を妨げると認める者があるときは、退場を命ずることができる。

第17条 議長は議場整理のため止むを得ないときは、出席者の発言を止め又は議事を中止することができる。

第4章 議 事 録

第18条 議長は会議ごとに議事録を作成しなければならない。

第19条 議事録は代表理事及び監事がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会選挙規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第10条及び第25条の規定に基づいて定める。

(適用の範囲)

第2条 この規則は本会の総ての選挙に適用する。ただし、投票所選挙については総会の議事規則の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第3条 この規則における理事、監事の選挙及び会長予備選挙並びにその他の選挙に関する事務は、定款施行規則第16条に定める選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の事務)

第4条 選挙管理委員会は、理事、監事の選挙及び会長予備選挙並びにその他の選挙の執行に関し、次の事務を行う。

- (1) 候補者の資格審査に関すること
- (2) 候補届け出の受付及び辞退に関すること
- (3) 選挙公報の発行に関すること
- (4) 立会演説会の開催に関すること
- (5) 投票及び開票に関すること
- (6) 選挙録の作成に関すること
- (7) 異議の申し立て及びその処理に関すること
- (8) その他選挙に関すること

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権は定款第7条第3項の正会員が有する。入会後選挙の日において60日を経過した正会員は選挙権及び被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により選挙権及び被選挙権に制限を加えられた者はこの限りではない。

2 理事、監事、熊本県歯科医師会（以下、「県歯会」という。）代議員及び予備代議員の被選挙権は、入会後選挙の日において正会員として引き続き2年以上在籍しなければ被選挙権を有しない。

(選挙人名簿)

第6条 選挙人名簿は、法人法第31条により作成した選挙期日60日前現在の本会正会員名簿を用いる。

(選挙人名簿の閲覧)

第7条 規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。閲覧期日は選挙公示の日から5日間とし、本会事務所においてこれを行う。

2 閲覧時間は平日は午前9時～午後5時、土曜日は午前9時～正午までとする。

第3章 役員の選挙

(理事・監事の選任方法)

第8条 理事及び監事の選任は、任期満了の年の定時総会にて行う。また、定款第37条に定める理事の数は、前年度の通常総会で予め決議する。

(理事・監事の選挙期日の公示)

第9条 理事、監事の選挙は、選挙管理委員会の決議を経て会長が定め選挙期日の20日前までに以下の項目を付して公示し、選挙人に知らせなければならない。ただし、緊急の場合は期日を5日前までに短縮することができる。

- (1) 選挙の期日
- (2) 立候補又は推薦候補届出期間
- (3) 立候補又は推薦候補届出先
- (4) 立候補者又は推薦候補者の辞退期限
- (5) その他必要事項

(理事・監事の選挙期日の変更)

第10条 天災、地変その他止むを得ない事故の為選挙を行うことができない時は、会長は選挙管理委員会の決議を経て、既に定めた選挙期日を変更することができる。

(理事・監事の立候補及び推薦候補届)

第11条 理事、監事の選挙は立候補又は推薦候補について行う。

2 前項の選挙に立候補又は推薦候補の届け出をしようとする者は公示日の7日後の午後5時までに本会所定の様式により郵送ではなく直接、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 前項の届け出後、候補者が辞退しようとするときは、理事、監事の候補者ともに選挙日の10日前までに本会所定の様式により、当該候補者がその旨を直接、選挙管理委員会に届け出なければ候補を辞することができない。ただし、特別の理由があり選挙管理委員会で認めた場合はこの限りではない。

(理事・監事の候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は候補者の届け出締め切り後速かに候補者の氏名を本会事務所に掲示公示する。

(理事・監事の定数内当選)

第13条 理事及び監事の選挙について候補者が定数を越えない場合は、信任決議を行い、出席者の過半数を得たその候補者を当選者とする。

(理事・監事の投票の方法)

第14条 理事、監事の選挙は連記無記名投票とし、選挙管理委員会がこれを定める。

2 投票は1人1票とし、理事及び監事の定数内の候補に投票する。

3 理事、監事の候補者が定数を越えた場合の投票は、定時総会の時間内に選挙人が自ら投票所に至り行う。出席できない場合は定款第34条の規定により事前に送付された選

挙用投票用紙を用い、定時総会前日の必着をもって書面で行うことができる。ただし、委任による投票は認めない。

- 4 理事、監事の候補者が定数内の場合は、総会出席者の挙手により議決を行う。出席できない者は、定款第33条、第34条を準用する。

(理事・監事の当選の決定)

- 第15条 選挙は有効投票の過半数を得、且、多数を得た者より順をもって当選者とする。ただし、有効投票数が同じときは、抽選をもって決める。

(会長の選出方法)

- 第16条 会長候補者は任期満了の年の通常総会で選挙を行い、第14条の選挙において理事として選任された後、理事会の決議により会長に選任する。

(会長予備選挙の期日の公示)

- 第17条 会長予備選挙の公示は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中の「理事、監事」とあるのは「会長候補者」と読み替えるものとする。

(会長予備選挙期日の変更)

- 第18条 選挙期日の変更は第10条の規定を準用する。この場合において、同条中の「理事、監事」とあるのは「会長候補者」と読み替えるものとする。

(会長候補者の立候補及び推薦候補届)

- 第19条 会長予備選挙は立候補又は推薦候補について行う。

- 2 前項の選挙に立候補又は推薦候補の届け出をしようとする者は選挙日の15日前の午後5時までに本会所定の様式により郵送ではなく直接、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 3 前項の届け出後、候補者が辞退しようとするときは、選挙日の10日前までに、本会所定の様式により、当該候補者がその旨を直接、選挙管理委員会に届け出なければ候補を辞することができない。ただし、特別の理由があり選挙管理委員会で認めた場合はこの限りではない。

- 4 会長予備選挙について第2項の届け出のあった候補者が選挙期日前までに死亡、又は前項ただし書きの規定により候補を辞した場合は、選挙の期日を第9条の規定により公示した期日後5日にあたる日に延期するものとする。

- 5 前項の場合における会長候補者の立候補又は、推薦候補の届け出期日は延期された選挙期日の2日前の午後5時までとする。この場合の旨を公示しなければならない。

(会長候補者の公示)

- 第20条 選挙管理委員会は候補者の届け出締め切り後速かに候補者の氏名を本会事務所に掲示公示する。

(会長候補者の無投票当選)

- 第21条 会長予備選挙について候補者が定数を越えない場合は投票を行わないでその候補者を当選者とする。

(会長予備選挙の投票方法)

- 第22条 会長予備選挙は単記無記名投票により行う。

2 投票は1人1票とする。

3 会長予備選挙の投票は選挙の当日、時間内に選挙人が自ら投票所に至り行う。

(会長予備選挙の当選決定)

第23条 選挙は有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。ただし、有効投票数が同じときは、抽選をもって決める。

(無効投票)

第24条 理事、監事の選挙及び会長予備選挙並びにその他の選挙において、次の各号に該当する投票はこれを無効とする。

(1) 本会所定の様式でないもの

(2) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない

(3) 候補者でない者の氏名を記入したもの

(4) 単記式の場合2人以上の候補者の氏名を記入したもの、又、単記記号式の場合は2人以上の候補者に○の記号をつけたもの、○以外の記号をつけたもの

(5) 候補者の何人を記載したか確認し難いもの

(6) 連記記号式で行う場合は定数以上の候補者に○の記号をつけたもの、又、○以外の記号をつけたもの

(投票及び開票立会人)

第25条 理事、監事の選挙並びに会長予備選挙については、投票立会人及び開票立会人を置く。

2 投票立会人及び開票立会人は第5条に規定する選挙権及び被選挙権を有する者の中から選定しなければならない。

3 投票立会人及び開票立会人を候補者が指名する場合は、前項の該当者より1名以内とし、所定の様式の届け出書を添え選挙管理委員会に届け出るものとする。

(1) 理事、監事の選挙においては、投票立会人及び開票立会人は各候補が指名する者より各3名とする。3名を超える場合は抽選とし、不足する場合は選挙管理委員会予備委員とする。その方法については選挙管理委員会で決める

(2) 会長予備選挙においては、投票立会人及び開票立会人は、各候補が指名する者の各1名ずつとする

(3) 投票立会人と開票立会人を兼ねることはできない

(選挙結果の報告)

第26条 選挙管理委員会は選挙終了後、理事、監事の選挙並びに会長予備選挙について議長に報告、当選者に通知する。

2 会員への通知は最近の時期に発行する本会機関紙上に掲載する。

3 選挙管理委員会は、所定の様式により選挙録を作成し、投票用紙と共に2年間保存する。

(異議の申し立て及びその処理)

第27条 選挙人は当選の効力に異議がある場合は選挙人5名以上の賛同者を得て選挙の翌日より2週間以内に選挙管理委員会に書面をもって異議を申し立てることができる。

2 選挙管理委員会は前項の異議申し立てを受けた日より速やかに委員会を開き、これを

裁決してその結果を申し立て人に通告するものとする。

第28条 選挙異議申し立て人は選挙管理委員会の決定に対し、再び異議を申し立てることはできない。

第29条 選挙管理委員会が選挙異議の申し立てに正当な理由があると認めたときは、委員長は委員会の決定をもって当選とするか、もしくは一部又は全部の改選を行う。

(選挙規則違反者に対する処分)

第30条 選挙管理委員会は本規則に違反した者に対し、第31条の処分を行うものとする。

第31条 不正な方法又は行為により当選した者は、その当選を無効とする。

(書面による選挙運動)

第32条 候補者又は正会員の行う書面による選挙運動は、選挙管理委員会が発行する選挙公報紙上に限るものとする。

(立候補者がいないとき、定員に満たないときの措置)

第33条 理事、監事の選挙及び会長予備選挙、県歯会代議員、予備代議員の選挙並びにその他の選挙において、第9条に規定する届け出期間中に立候補者の届け出がない場合、又は定員に満たなかった場合は、総会の決議により別段の方法をとることができる。

第34条 本規則は総会の決議がなければ改定又は廃止することはできない。

(事務所)

第35条 選挙管理委員会事務所は本会事務所内に置く。

第4章 総会の議長、副議長の選出

(総会の議長、副議長の選出)

第36条 総会の議長、副議長は定款第28条の規定により選出する。

第5章 県歯会代議員及び予備代議員の選出

(県歯会代議員、予備代議員の選出)

第37条 県歯会の代議員及び予備代議員は、本会の正会員で、県歯会の正会員として入会してから2年以上在籍している者より2年毎に選出する。

(1) 県歯会代議員、予備代議員は、県歯会との連携及び会員の意思が反映でき、公正な判断のもとに行動できる者とする。

2 県歯会代議員及び予備代議員の任期は、県歯会役員の任期に準じ再任をさまたげない。

3 任期の途中において、退会、死亡その他の事情により欠員を生じたときは、代議員の場合は予備代議員から補充し、予備代議員の場合は現員に留め、補充しない。

4 選出法については、候補者が定数を越えた場合は連記無記名による郵送投票とし、上位より定数内を当選者として総会の承認を得て、県歯会代議員及び予備代議員とする。候補者が定数を越えない場合は投票を行わず、その候補者を当選とする。また、当選者が定数に満たない場合、県歯会代議員候補は、次期役員及び各外部協力組織長から、また、県歯会予備代議員候補は、次期役員、常任委員会委員長及び審議員及び予備審議員から理事会で推薦し、総会の承認を得て、代議員、予備代議員とする。

- 5 県歯会選挙規則、県歯会代議員及び予備代議員の選出規定に準じて選出する。

第6章 熊本市歯科医師会審議員及び予備審議員の選出

(審議員及び予備審議員の選出の委託)

第38条 定款第55条の規定に基づく本会の審議員及び予備審議員の選出は支部に委託して行う。

- 2 この選出は投票によるもののほか、多数の意見により別の方法をとることができる。
- 3 任期は本会役員の任期に準ずる。

第7章 熊本県歯科医師国民健康保険組合会議員の選出

(県国民健康保険組合会議員の選出)

第39条 熊本県歯科医師国民健康保険組合会議員選挙は選挙規則第5条を準用し、甲種組合員として2年以上在籍した者の中より2年毎に選出する。

- 2 組合会議員の数は同組合の定数とする。
- 3 熊本県歯科医師国民健康保険組合規定に準じて選出する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会財産の管理及び会計規則

- 第1条 この規則は定款第61条の規定に基づき、これを定める。
- 第2条 会費その他の一切の収入を収入とし、一切の経費を支出とする。
- 第3条 会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれを充てなければならない。
- 第4条 本会の会計は一般会計、特別会計、臨時会計及び収益事業会計とする。
- 2 一般会計は、本会の収入支出による会計とする。
 - 3 特別会計は、弔慰金制度会計とする。
 - 4 臨時会計は、総会において決議された単年で完遂する会計とする。
- 第5条 本会の財務書類とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 各会計の収入支出決算書
 - (2) 各会計の貸借対照表
 - (3) 各会計単位の財産目録
 - (4) 前各号の総合書類
 - (5) その他財務に関する一切の書類
- 2 前項の決算書は、収支計算書及び正味財産増減計算書をいう。
- 第6条 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収入支出予算に編入しなければならない。
- 第7条 会長は毎年翌年度の各会計に関する予算案を作成し、理事会の決議を経て、通常総会の決議を得なければならない。
- 2 前項の予算が通常総会の決議を得た場合は、速やかに会員に通知するものとする。
- 第8条 収入支出の予算は款、項に区分し、必要がある時は目を設けることができる。
- 第9条 会長は予算成立後に生じた理由に基づき、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、補正予算を作成し、総会の決議を得なければならない。
- 第10条 会長は必要に応じて、会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算案を作成し、予算作成手続きに従い、これを提出することができる。
- 2 暫定予算は当該年度の予算が成立したときに失効するものとし、暫定予算に基づく支出またはこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基づいて行ったものとみなす。
- 第11条 収入支出予算案を超過する一切の支出は許されない。但し、予算を超過した収入がある時は、その超過した収入の範囲内において支出を認める。
- 第12条 費用は予算に定めた目的外の使用及び、各款に彼此流用することはできない。
- 2 同一款内における各項の金額は、互いに流用することができる。
- 第13条 各款の予算に不足が生じたときは理事会の決議を経て、予備費からこれを繰り入れ支弁することができる。
- 第14条 定款第13条に規定する入会金及び入会時負担金、会費及び負担金は、別の賦課徴収表の如く徴収する。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、出納も完結する。

第16条 各年度において、決算に余剰金が生じたときは翌年度の収入に繰り入れなければならない。

第17条 会長は5月末までに様式に従い、前年度の各会計に関する決算書を作成し、3月末日の財産目録と共に、理事会の決議と監事の監査に付し、定時総会の決議を得なければならない。

第18条 財産目録は資産、負債及び正味財産の内容を明細に表示しなければならない。

第19条 過年度に属する経費は次年度の支出の金額から、これを支出しなければならない。

第20条 本会の財産の管理及び会計の出納の最終責任は、会長がこれを負うものとする。

2 会長は前項の管理及び会計の出納を専務理事及び会計担当常務理事に行わせることができる。

第21条 専務理事は会長の旨を受けて、本会の会計、財産管理及び財務書類の管理の統括を行うものとする。

第22条 会計担当常務理事は会長、専務理事の旨を受けて、本会の会計、財産管理及び財務の処理に当たる。但し、その事務は事務職員が処理するものとする。

第23条 次の事柄は専務理事及び会計担当常務理事の決裁でこれを執行する。但し、日常使用する物品の出納は職員にこれをさせることができる。

(1) 収入の受納

(2) 経費の支出

(3) 物品の出納

(4) 物品の貸借

第24条 本会の備品は専務理事が保管の責を負うものとする。

第25条 金銭または物品の出納事務を処理する職員は、その出納の責を負うものとする。

第26条 現金及び物品は出納簿により月日の出納を記帳整理しなければならない。

2 金銭については整理簿により予算各款項の経費の区分を明らかに、出納簿を備えて収入済額、支出済額を記入し、予算残額を明らかにしなければならない。

第27条 各会計年度において、収入支出状況を毎月会計担当常務理事は理事会に報告し、5月または6月及び2月または3月に監事による監査を受けるものとする。

第28条 現金は理事会の決議をもって指定した銀行に会長の名義で預金するものとする。

第29条 本会、その他の者の給与については別に定める。

第30条 会計及び財産については、会計士または税理士に嘱託できるものとする。

第31条 この規則を変更し、若しくは廃止しようとするときは理事会の決議を経て、総会の決議を得なければならない。

第32条 この規則に定めるものの外、財産管理及び会計に関して必要な事柄は理事会で決める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日より施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会監査規則

第1章 総 則

(監査の目的)

第1条 この規則に基づいて行う監査は、本会の財産の状況並びに運営管理全般について行い、その実体を正確に把握しこれを検討評価し、運営の合理化及び会務の能率増進に資するとともに不正過誤を防止することを目的とする。

(監査の定義)

第2条 この規則における監査とは定款第40条に規定する監事の行う監査をいう。

(監査実施上の心得)

第3条 監事は事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は監査の実施及び報告書の作成について、監事としての正当な注意をもってこれを行わなければならない。

3 監査は日常業務を著しく阻害、停滞せしめないように行わなければならない。

(関係部門の協力)

第4条 被監査部門は監事の行う監査の遂行に進んで協力しなければならない。

第2章 監査の範囲

(監査の範囲)

第5条 監査の範囲は次の事柄とする。

(1) 会計財産に関する監査

主として次の順序により資産、負債、収入、経費の実状調査、帳簿照合、責任者に対する質問その他の方法によって行う

1 帳簿の照合状況

会計帳簿の記帳、転記集計の検討

2 帳簿伝票その他証拠書類の記帳、作成、整理、管理に関する事項により次の項目について実施する

- 1) 現金 2) 預金 3) 貸付 4) 受取手形 5) 未払金 6) 借入 7) 支払手形
8) 仮勘定 9) 繰延勘定 10) 収支勘定 11) 特別会計勘定 12) 別途会計勘定
13) 積立金会計勘定 14) その他重要と認める勘定科目

3 物品購入管理、使用整理、不用品処分状況

4 財産取得、管理、使用、営繕、補修、処分に関する資産勘定と負債勘定の状況

5 予算決算実額の比較状況

6 予算決算その他諸表比較対照及び資産（土地、建物、備品）の状況

(2) 事業並びに制度組織及び業務に関する監査

1 定款、定款施行規則及び諸規則等の実施状況

- 2 理事会議事録、総会議事録の調査閲覧
- 3 事業及び業務運営状況
- 4 役職員の職責及び責任者への質問
- 5 人員の配置と諸給与制度

第3章 監査の方法及び時期

(監査の方法)

第6条 監査の方法は書類監査及び実態調査とする。

(監査の書類及び時期)

第7条 監査を分けて定例監査と臨時監査とする。

2 定例監査は年2回、必要と認めた書類を関係部門より提出せしめて行う。

3 臨時監査は随時これを行う。被監査部門から書類を提出せしむることは前項と同じとする。

(役職員の出席)

第8条 監事は必要と認めたときは関係役職員を監査に出席させることができる。

第4章 監査の報告

(監査報告)

第9条 監事は監査の結果に意見及び必要なる参考資料を附して会長に報告し、総会に出席して報告するものとする。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第10条 監事は退任後を含め、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会審議員会規則

第1章 総 則

第1条 本規則は、熊本市歯科医師会定款第55条に基づいて定めるものとする。

第2条 審議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会議日程には会議の日時及び場所並びに会議に附する事項及びその順序を記載しなければならない。

3 会長は、審議員会の10日前までに、審議員に対して前項に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合であっては、期限を5日前まで短縮することができる。

第3条 審議員会は特別の事由がない限り次の順序による。

(1) 点呼

(2) 議長及び副議長の選出（定款第55条最初の審議員会の時）

(3) 開会

(4) 議事録署名人の選出

(5) 会長挨拶

(6) 報告事項

(7) 審議

(8) 閉会

第4条 議長は氏名点呼の結果、定足数に達していることを確認したときは開会を宣告する。

2 会議日程に記載した事項が終わったときは、議長は閉会を宣告する。

第5条 審議員が欠席しようとするときは予め議長に届け、予備審議員を出席させなければならない。

第6条 審議員が氏名点呼後に出席、若しくは退席しようとするときはその旨を議長に申告しなければならない。

第2章 審 議

第7条 審議中発言せんとする審議員は、手を挙げ支部及び氏名を告げ議長の許しを得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求めたときは議長はその先後を決めなければならない。

3 審議員の発言はすべて議長に向かってこれをしなければならない。

第8条 一議案の審議中は他の議案について発言することはできない。

2 発言は個人の事項にわたってはならない。

(議場整理)

第9条 議長は議事を妨げると認める者があるときは退場を命じることができる。

2 議長は議場整理のため止むを得ないときは出席者の発言を止め議事を中止することができる。

第3章 議事録

第10条 議長は審議員会の会議ごとに議事録を作成しなければならない。

第11条 議事録は議長並びに議長の指名した審議員2人がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会外部協力組織（支部）規則

（支 部）

第1条 本会は定款第4条に基づき外部協力組織（以下「支部」という。）を設ける。

- 2 支部は本会の会務及び連絡を円滑にするために協力する。
- 3 支部は事務所を支部長診療所に置く。

（支部の区画）

第2条 熊本市内を12に区画し、12の支部を置く。

- 2 各支部の名称は別に定める。
- 3 各支部の区画は本会備え付けの熊本市精密地図に記載された線引きによる。
- 4 会員の所属支部は診療所の所在地とする。
- 5 支部会員の著しい増減又はその他の理由により支部会活動に支障があるときは、当該支部及び隣接支部の区画の見直しを行うことができる。

（別表－熊本市歯科医師会支部）

北区第1支部 北区第2支部 中央区第1支部 中央区第2支部 中央区第3支部
中央区第4支部 東区第1支部 東区第2支部 東区第3支部 南区第1支部
南区第2支部 西区支部

（支部長及び審議員等の選出）

第3条 各支部には支部長を置く。

- 2 支部は、支部長の推薦、並びに支部を代表する熊本市歯科医師会審議員及び予備審議員の定数を選出し、選挙の年の5月31日までに会長に届け出なければならない。
- 3 審議員は、各支部より会員30人に1人を基準（30人を越えた場合、1人増員）として選出する。また、予備審議員も同数とする。
- 4 審議員の定数は、選挙の年の年度当初を基準とする。
- 5 支部長及び審議員は本会会員在籍2年以上の支部の正会員の中から選出する。その任期は選出された年の定時総会の翌日に始まり2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第2項に規定する支部長及び審議員に交替、異動があった場合は、書面をもって会長に速やかに届け出るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会準会員規則

- 第1条 この規則は一般社団法人熊本市歯科医師会（以下、「本会」という。）定款第7条第3項の（2）及び第4項の規定により定める。
- 第2条 準会員の種別については、定款施行規則第2条の（2）による。
- 第3条 準会員は定款施行規則第8条に定める委員会の委員になることができる。
- 第4条 準会員は本会主催の歯科医学会に出席し、その学術研究を発表することができる。
- 第5条 準会員は本会から発行する雑誌、その他の印刷物の頒布を受け又は購入することができる。
- 第6条 準会員は、別に定める入会金、入会負担金及び会費賦課徴収規則に規定する入会金・入会負担金・会費を本会へ支払う義務を負う。
- 第7条 準会員は本会の各選挙権、被選挙権、弔慰金制度規則の資格には該当しないものとする。
- 第8条 準会員は、勤務先等を変更したときは、速やかに本会に届け出をするものとする。なお、第5種会員においては、住所、医療機関の名称又は代表歯科医の変更があった場合も同様に扱うものとする。
- 第9条 準会員を辞退しようとする者は、別に定められた辞退届を本会へ提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会入会金、入会負担金及び会費賦課徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人熊本市歯科医師会（以下、「本会」という。）会員に対しての入会金、入会負担金及び会費の賦課徴収について、定款および定款施行規則の規定とともに定めるものとする。

(入会金及び入会負担金)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 入会金

本会の会員としての権利を受けるための賦課金

(2) 入会負担金

本会の会員としての会館及び附帯施設の使用並びに維持管理費としての賦課金

(入会金及び入会負担金の賦課)

第3条 本会に入会する者には、入会に際し入会金及び入会負担金を賦課する。ただし、第2種会員は、入会負担金賦課を猶予し、第3種会員は、入会金、入会負担金賦課を除く。

2 入会金及び入会負担金の賦課額は、その年度における所定額とする。

(会員種別)

第4条 会員種別は、定款第7条及び定款施行規則第2条に定めるところとする。終身会員については、会費賦課に関して次のように種別を定める。

A 閉院している終身会員

B 終身会員のみか、あるいは第2種会員と診療している

C 第1種会員が勤務している終身会員

D 非会員歯科医師、第3種会員が勤務している終身会員

2 身分の認定について疑義がある場合は、実態に即して、理事会で判断する。

(会費の賦課)

第5条 会費の賦課種別、次のように分類する。

(1) 1号会費

第1種会員、第5種会員、終身会員D

(2) 2号会費

第2種会員

(3) 3号会費

第3種会員

(4) 4号会費

第4種会員

(5) 5号会費

終身会員B

(6) 6号会費

終身会員C

(入会又は退会時の会費及び種別変更会員の会費の賦課)

第6条 年度の途中で入会した会員に対しての会費賦課は入会の翌月より、また退会する会員に対する会費賦課額は在籍した月までとする。

2 種別変更のあった会員に対しての会費賦課額変更は、年度初めから行う。しかし、休診、閉院した会員の種別変更は、その翌月から行う。また、特別な理由がある場合は、理事会で判断する。

3 第1種会員の終身会員への変更は、終身会員の資格を得た翌年度の4月から、身分変更を行う。ただし、年度末に、正会員歴が30年に満たない場合は、第1種会員を継続し、30年を経過した翌年度に、終身会員へ身分変更する。

4 80歳以上の終身会員の会費の賦課の免除は、80歳になった翌年度の4月から行う。

5 第2種会員は、所属する第1種会員が終身会員になった場合、自動的に第1種会員になり、入会負担金を負担するものとする。また、第1種会員が終身会員になっていない場合に、第2種会員が開設者または管理者になった場合、その翌年度4月より、第1種会員と第2種会員の資格を入れ替え、新たに第1種会員になった者は、入会負担金を負担するものとする。また、第2種会員は、終身会員の就業所でも入会可能であるが、その場合、入会翌年度4月には、自動的に第1種会員への資格の変更を行い、入会負担金を負担するものとする。

(会費の減免)

第7条 定款第13条第3項に規定する会費の減免は、特別な場合を除き、年度ごとに定める。

2 終身会員A及び80歳以上の終身会員は、会費の賦課を免除する。

3 第1種会員、第5種会員が、休診または閉院した場合、入会金、入会負担金を支払い済み、支払い中であれば、所定賦課額の半額とする。その変更は、前条第2項に定められたとおりとする。

(入会金・入会負担金及び会費の未納に関する措置)

第8条 定款第16条及び定款施行規則第6条第2項に規定する措置以外の内容については、ここに規定する。

2 定款施行規則第6条第2項に規定する内容により、滞納が6ヶ月を超えると会員資格の制限を行うが、特別な理由がある場合は、その理由を記載した文書を理事会に提出し、理事会で判断する。

(施行細則への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他の必要事項は、総会の決議を経て別に本会入会金、入会負担金及び会費賦課徴収施行細則に定める。

(総会の決議)

第10条 入会金、入会負担金及び会費の賦課額は、総会で決議する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人熊本市歯科医師会入会金、入会負担金及び会費賦課徴収施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、一般社団法人熊本市歯科医師会（以下、「本会」という。）の入会金、入会負担金及び会費賦課徴収規則（以下、「徴収規則」という。）第9条の規定に基づき、徴収規則施行のために必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び入会負担金)

第2条 本会に入会する者は、下記の入会金及び入会負担金を納入するものとする。

(1) 入会金

- ① 入会金 第1種会員、第4種会員、第5種会員は、600,000円
第2種会員は、100,000円
- ② 支払い方法 一括または分割とし、分割の場合は入会時を含めて、最低でも毎月10,000円の均等払いとする。

(2) 入会負担金

- ① 入会負担金 900,000円
- ② 支払い方法 一括または分割とし、分割の場合は入会時を含めて、最低でも毎月10,000円の均等払いとする。

(入会金・入会負担金の特別措置)

第3条 本規則施行時に、すでに入会金を納付済み又は、納付継続中の場合は、入会金に関して、その内容は変更しない。

- 2 第1種会員であった者が一旦、第3種会員にその身分を変更したのち、再度、第1種会員に身分を変更する場合、その会員が退会等により身分を失わない限り、入会金・入会負担金は、完済分に関しては、再度賦課しない。
- 3 第1種会員が退会した場合、10年以内の再入会においては、未納がなければ新たに入会金、入会負担金は賦課せず、その間の会費も徴収しない。未納があった場合は、入会金、入会負担金の未納分を賦課する。
- 4 第2種会員が、第1種会員に変わった時点で、所定の入会負担金を賦課する。しかし、届け出ることにより、早期から入会負担金を納付することができるものとする。
- 5 第3種会員が、他への種別変更を希望する場合は、その種別に応じた入会金、入会負担金の賦課を行う。
- 6 第5種会員が、同一診療所内での管理者交代時又は、同一診療所内で第1種会員へ身分を変更する場合には、新たに入会金、入会負担金は賦課しない。ただし、前管理者の未納部分については、継続して賦課を行う。

(会 費)

第4条 会費賦課徴収は、次のとおりとする。

- (1) 1号会費 8,500円／月
- (2) 2号会費 3,000円／月

- (3) 3号会費 1,000円／月
- (4) 4号会費 70,000円／4月時一括
- (5) 5号会費 2,000円／月
- (6) 6号会費 300円／月

(会費の減免)

第5条 徴収規則第7条にある以外の会費の減免については、本会に申請することにより、理事会で判断する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

熊本市歯科医師弔慰金制度規則

第1条 本制度は熊本市歯科医師弔慰金制度という。

第2条 本制度は熊本市歯科医師会正会員をもって組織し、正会員は必ず本制度に加入するものとする。

第3条 本制度は会員相互扶助の精神に則り、会員の福祉共済を図ることを目的とする。

第4条 本制度の会務は、熊本市歯科医師会会長以下役員が兼務する。

第5条 役員の任期は熊本市歯科医師会役員の任期に準ずる。

第6条 本制度は第3条の目的を達するため、次のことを行う。ただし、5年毎の見直しを行う。

- (1) 正会員死亡の場合、正会員より一人宛1,500円を徴収し、喪主へ弔慰金及び生花（会長名、会員一同）を謹呈する
- (2) 正会員が全盲となり、歯科医師法第7条の規定により、免許の取消を受けた場合、並びに身体障害者1級、2級、3級及び精神障害者1級、2級となり、歯科医師免許を返納し、本会を退会する場合は、正会員より1人宛1,500円を徴収し、その総額を見舞金として支給する
- (3) 疾病その他事故により1ヶ月以上臥床されると考えられる場合、臥床されてから1年間に1回見舞金1万円を謹呈する
- (4) 正会員の配偶者及び家族（親子）が死亡の場合、生花を謹呈する
- (5) その他、正会員の福利厚生上必要なこと

第7条 本制度の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 本制度の運営に関し、特に規程なきものは、熊本市歯科医師会定款並びに諸規則を準用する。

第9条 本制度の会費は別途会計として、本規則に定められた以外の事例については、総会の決議を経て拠出する。

第10条 給付は、本規則施行の日に会員であった者はその日から、その後の入会者は入会の日から起算して185日目より始める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。



